

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：17102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12935

研究課題名(和文) 豊臣家文書論の構築に向けた基礎的研究

研究課題名(英文) the fundamental research for the documental system of Toyotomi government

研究代表者

中野 等 (nakano, hitoshi)

九州大学・比較社会文化研究院・教授

研究者番号：10301350

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は豊臣家・豊臣政権の文書論構築を目指したものである。秀吉の文書は単独で機能することもあるが、多くの場合奉行の副状あるいは奉書を伴っており、これらの副状や奉書が具体的かつ詳細に政権の指示を伝達することがある。本研究の大きな成果は単著『石田三成伝』(平成29年1月、吉川弘文館)の刊行である。また、平成28年9月に早稲田大学で実施された日本古文書学会での報告が、大きな成果としてあげられる。これは「豊臣政権の奉行発給・受給文書に関する一考察」と題して、政権論の中で大きな比重をしめてきたいわゆる「取次論」について、文書機能論の立場から再考を促すものである。

研究成果の概要(英文)：This research aims at create the documental system of Toyotomi governments. Documents of Hideyoshi may function singly, but in many cases it is accompanied by deputies or services of magistrates, and these deputies and supporters may convey instructions of the administration in a concrete and detailed way. A major achievement of this research is the publication of "Ishida Mitunari Den" (January, 2017). In addition, the report at the Nippon Komonjo Gakkai held at Waseda University in September, 2016 is a great achievement. This lecture prompts reconsideration from the viewpoint of document function theory about the so-called "argument theory" which has been closely related to the administration theory, entitled "Consideration on the Magistrate issuance / receipt document of the Toyotomi government".

研究分野：日本近世史

キーワード：豊臣政権論 豊臣秀吉 豊臣家奉行 石田三成 豊臣家文書論

1. 研究開始当初の背景

日本近世の武家文書に関する研究は中世に比して著しく立ち遅れていたが、高木昭作氏の問題提起をうけて大きく進展した。具体的な研究成果としては藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房)、『徳川将軍家領知宛行制の研究』(思文閣出版) 大友一雄『江戸幕府と情報管理』(臨川書店) さらに最近では藤田覚『近世史料論の世界』(校倉書房)などをあげることが出来る。このように、江戸幕府成立後については幕府文書・各藩政文書などに関して基盤的成果を得るに至った。そうした一方で、江戸幕府に先行する豊臣政権期については、三鬼清一郎氏の『豊臣秀吉文書目録』『豊臣秀吉文書目録(補遺1)』『稿本 豊臣秀吉文書(1)』などの成果があり、これをうけて名古屋市博物館から『豊臣秀吉文書集』の刊行が企画された。もとより、豊臣政権期を対象とした文書論構築の上で、秀吉自身の発給文書が重要な位置をしめる。しかしながら、国内統一期以降の秀吉発給文書には多くの場合、秀吉家臣の発給する副状(添状)を伴う。秀吉発給文書と秀吉家臣の発給する副状(以下、豊臣家奉行発給文書)とが一体的に機能して、政務執行が実現することになる。現段階における豊臣期の文書研究は個々の秀吉発給文書の分析および発給文書の集大成を目指すものであり、豊臣家奉行発給文書についての周到な研究はない。本研究は、既存の秀吉発給文書に関わる研究成果を踏まえ、これに豊臣家奉行が単独ないし連著のかたちで発給する文書の解析を加え、両者の統合的理解のもと豊臣家の文書論を定立しようとするものである。

2. 研究の目的

豊臣家奉行人の発する副状は、秀吉文書の内容を反復するにとどまらず、さらに詳細な説明を加えて秀吉の意図を相手に徹底させようとするものである。また、秀吉発給の文書

がその体面を保たざるを得ない様な場合には、奉行人副状に政権の真の意図が反映することもある。一方、秀吉文書・奉行副状の充所たる大名などが秀吉側に通信する場合、秀吉に充てて直々に文書を発するのではなく副状の発給者である侍臣に充てた披露状のかたちをとる。豊臣家文書論の確立を期す上で、豊臣家の奉行が発給する文書群の解析は不可欠の課題といえる。研究代表者は岩波講座『日本歴史』の「豊臣政権論」執筆にあたり、能う限り文書論的成果を踏まえつつ政権論の構築に努めた。一定の方向性は提示できたと考えるが、本格的な議論の前提となる政権論の定立に資する文書論確立の必要を強く認識した。しかしながら、学界の現状は秀吉自身が発給した文書を集大成する段階であり、部分的な考究を除くと、奉行発給文書を総体的にとりあげ構造分析を試みた研究はまだ無い。かかる状況を打破し、豊臣家文書論の確立に帰するため、本研究では豊臣家奉行発給文書を様々な点から分析し、豊臣家文書論の構築を目指す。

3. 研究の方法

三年間の申請期間内において、具体的には以下のような分析課題を推進する。豊臣家奉行発給文書の悉皆的収集、奉行発給文書の形態分析、奉行発給文書の構造分析。は言うまでもなく基礎史料の悉皆的収集である。豊臣家の奉行発給にかかる文書は寺社や近世大名として存続した家に多く残るが、豊臣大名のなかには関ヶ原合戦後は言うまでもなく、その後の幕府の統制によって改易された家々も少なくない。今回はそうした散逸文書も可能な限り対象とし、現物確認・写真採録といったかたちで、現段階における悉皆的収集に努めたい。幸いこれまでにおこなってきた豊臣政権の研究によって、散逸文書についてもかなりの程度の追跡調査は可能と考えている。の形態分析は、たとえば奉行

の単独発給か複数の奉行による連署状かといった差異や、複数の場合はその成員構成や序列などに留意する。単独発給については伊藤真昭氏によって前田玄以発給文書の網羅的検討がなされている。玄以の場合、朝廷や公家・寺社との関わりのなかで単独に文書を発給したことが確認されるが、他の奉行については必ずしも有効な研究成果をもってはいない。また、奉行衆の成員構成については政権後期にみられる「五奉行」の存在が著名であるが、彼らのみが奉行であった訳ではない。たとえば、国内統一期には毛利家との交渉を担ったのは蜂須賀正勝（小六）や黒田孝高（官兵衛・如水）らであり、政権のおかれた段階によって、奉行の構成は大きく異なる。豊臣家奉行の発給した文書を悉皆的に収集することで、豊臣政権の全期間を通して奉行としての職責を担った人物を析出する。この他、書留文言と充所の地位との相関関係や、料紙の紙質・大きさなど、これまで奉行発給文書としては殆どかえりみられることのなかった史料学的特質についても十分に留意していきたい。 の構造分析について説明すると、たとえば天正十六年の末に出羽庄内の武藤（大宝寺）家では、山形の最上氏へ依存しようとする勢力と越後の上杉景勝に接近する勢力との対立が深まるが、秀吉は石田三成・増田長盛を通じて上杉家に指示をだす一方、最上方に対しては富田一白（左近将監）を介在させている。このように、豊臣政権は一つの案件についても複数の回路を用いて状況分析をすすめ、政策決定に至っている。奉行連署状の場合、単に時間的な推移によって成員の構成が違うのではなく、連署状の成員構成は文書の充所によって規定される。以上の三点に留意しつつ、豊臣政権の奉行発給文書について、周到な機能復元をおこなっていく。

4．研究成果

本研究期間中に名古屋市博物館内に事務局をおく『豊臣秀吉文書集』編集委員会に参画することとなり、『豊臣秀吉文書集』第三巻以降の刊行に関与しており、本研究の遂行にあたって非常に大きな恩恵をうけることとなった。

研究推進の過程で、注目すべき存在として浅野長吉、増田長盛などを考えたが、奉行としての活動範囲の多様性を考えると、やはり石田三成という人物の重要性は否定できず、結果的に本研究の最大の成果となったのは『石田三成伝』の刊行ということができる。秀吉の側近・奉行として最重要人物たる三成について発給・受給をとわず関係文書を博搜し、後世のバイアスから離れ、出来るだけ忠実な人物像の描出に成功した。政権論としても資するところが大きいと自負する。

いまだ学会報告の段階であるが、日本古文書学会大会において「豊臣政権の奉行発給・受給文書に関する一考察」において、従前の豊臣政権論として大きな比重をしめてきた「取次」論に対し、文書機能論の立場から再考を促す成果を発表している。諸般の事情から、この段階で論文化にはいたっていないが、報告学会の機関誌に掲載の方向で調整をおこないたい。

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

中野等・豊臣政権の奉行発給・受給文書に関する一考察・2016年9月25日開催・第四十九回日本古文書学会大会・早稲田大学国際会議場

〔図書〕(計 1 件)

中野等著『石田三成伝』2017年1月・吉川弘文館

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中野 等 (NAKANO Hitoshi)

九州大学・大学院比較社会文化研究院・教授

研究者番号：10301350

(2) 研究分担者

()
研究者番号：

(3) 連携研究者

()
研究者番号：

(4) 研究協力者

()